

手話言語条例ガイドライン

令和3年4月

宮城県保健福祉部障害福祉課

目 次

1	手話言語条例制定の背景	3
2	手話言語条例の解説	4
(1)	目的	5
(2)	定義	6
(3)	基本理念	6
(4)	県の責務	7
(5)	県民の責務	7
(6)	事業者の責務	8
(7)	ろう者及びろう者の団体の役割	8
(8)	手話通訳者等の役割	9
(9)	手話を学ぶ機会の確保	10
(10)	手話通訳者等の要請等	10
(11)	学校における手話の普及	11
(12)	手話に関する調査研究	12
(13)	財政上の措置	12
3	聴覚に障害のある人に関するマーク	13

1 手話言語条例制定の背景

県では、当初、「手話」に関する条例は、「障害者差別解消法の補完」と「手話の公的認知を含む情報保障」を柱として制定を進めていた「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（令和3年宮城県条例第31号）」の中で規定することとしていました。

しかし、この方針に対して関係団体から、「過去の歴史において手話を使用することが困難な時代があった。」「学校教育の中で手話を言語として教えてほしい。」「我々は、視覚言語である手話を通して幅広い生き方、生活ができる。」「条例をつくることで、県民に手話というものが明らかになり、普及することで、我々が生き生きと暮らせる社会に変わっていく。」「法制定を待ち望んでいるが、安心して生活できる環境整備を図ってほしい。」「ろう者にとって手話は命である。」などの意見があがりました。

人権や学校教育に関わる事項については、基本的には法律や学習指導要領で規定する内容ではあるものの、一方で、ろう者にとって手話が母語であり、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語であるという認識は広がりには欠けており、また、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で、手話によってコミュニケーションを図ることができる環境は限られていることから、ろう者が手話を用いて意思疎通を図ることの権利（言語選択権）を普及させ、ろう者が手話を用いて意思疎通を図る環境を実現する必要があります。

このことから、手話に対する偏見や理解不足等を解消するとともに、音声言語を強要されない言語選択権があること、手話によりコミュニケーション能力や知識を深めることができることを広く普及させるための「①言語としての手話の認識の普及」と、ろう者が手話によってコミュニケーションを図ることができる環境を広めるための「②手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」を柱に条例を制定することによって、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、「手話言語条例（令和3年宮城県条例第32号）」を制定することにしました。

障害の特性にあった情報の提供と受信を保障する施策の実施は、手話に限ったものではなく、同じ聴覚に障害のある者にとっての要約筆記・筆談等や、視覚に障害のある者にとっての点字、拡大文字等による情報保障もありますが、あえて「手話」に関する条例を制定する理由としては、「手話」は独自の語彙・文法を持つ言語である点に着目したからです。つまり、手話以外の他の情報保障の基となる言語は「日本語」であり、「手話」と「その他の情報保障」では、その違いがあるからです。

なお、手話言語条例では、「日本手話」を念頭に規定（独自の語彙・文法、文化的所産、調査研究など）しつつも、「日本語対応手話」を排除するものではありません。この条例は、障害者福祉施策として、広く意思疎通を図るための手段としての手話（言語としての日本手話、日本語である日本語対応手話の双方）の普及を図り、失聴者、難聴者、中途失聴者等が、社会参加できる暮らしやすい社会の実現を目指すものです。

2 手話言語条例の解説

前文

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかしながら、過去には、ろう教育において読話と発声訓練を中心とする口話法による意思表示が推し進められ、手話の使用が制約された時代がある等、言語としての手話を学び、使用する環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や偏見を受けて生活をしてきた。

このような状況の下、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが規定されるとともに、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されたが、東日本大震災では、手話による情報伝達において、ろう者が非常に厳しい状況に置かれる等、いまだ手話に対する理解や普及は深まっているとは言い難い状況にある。

ここに、手話が言語であるとの認識の下、手話の普及等に関する施策を推進し、手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

第1段落では、手話とはどのようなものか、ろう者にとって必要な言語で、大切に育まれ、受け継がれ、発展してきたことを記述しました。

第2段落では、ろう教育の歴史や手話を使用しやすい環境整備が図られてこなかったため、ろう者が、多くの不便や偏見を受けて生活をしてきたことを記述しました。

第3段落では、手話が法令上言語として位置づけられるなど、近年における手話に関する変遷を記述し、手話を普及させる機運が高まっているものの、東日本大震災において、ろう者が非常に厳しい状況に置かれたことが示すように、手話に対する理解や普及を実感できる状況には至っていない状況を記述しました。

第4段落では、手話に関する施策の一層の推進を明記するとともに、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現する条例制定の趣旨を記述しました。

(1) 目的

(目的)

第一条 この条例は、言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民に手話及びろう者に対する理解を広め、並びにろう者が手話を使用しやすい環境をつくり、もってろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

前文において、条例の制定目的として「ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現」を掲げてます。

そのために、この条例の柱とした「①言語としての手話の認識の普及」と「②手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」について、基本理念や関係者の責務・役割を明記し、施策の基本となる事項を定めることによって、「県民に手話及びろう者に対する理解を広める」とともに、「ろう者が手話を使用しやすい環境をつくる」ことを規定しました。

■イメージ

【条例の柱】

言語としての手話の認識の普及

手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備

【効果】

県民に手話及びろう者に対する理解を広め

ろう者が手話を使用しやすい環境をつくり

【最終目的】

ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現

(2) 定義

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 二 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
- 三 手話通訳者等 手話通訳者及び手話を使用することができる者をいう。

【解説】

手話言語条例で使用する用語のうち、定義が必要なものについて定めたものです。

この条例の柱である「①言語としての手話の認識の普及」と「②手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」は、「手話の普及等」と定義しました。

(3) 基本理念

(基本理念)

第三条 手話の普及等は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- 二 手話は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識の下に行うこと。
- 三 ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないこと。

【解説】

手話言語条例の柱である「①言語としての手話の認識の普及」と「②手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」を進めるに当たっての基本理念を定めたものです。

手話に関する施策を推進するに当たっては、手話がどのような意義を有するか、ろう者にとって手話はどういうものであるかを理解した上で推進することが重要です。

この条例では、①手話は文化的所産（結果として生み出されたもの）であること、②ろう者の権利を尊重しなければならないこと、③ろう者にとって必要な言語であること、を基本理念としています。

(4) 県の責務

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、ろう者の団体（ろう者又はその家族その他の関係者で構成され、ろう者に対する支援を主な活動とする団体をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

【解説】

第1項では、この条例の柱である「①言語としての手話の認識の普及」と「②手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備」の施策を、基本理念にのっとり策定し、実施することとしています。

第2項では、施策の策定と実施に当たっては、より高い効果が得られるよう、県単独で取り組むのではなく、国、市町村、ろう者の団体、その他の関係者と協力・連携して取り組むこととしております。協力・連携の取組として、施策の検証について、ろう者の団体と定期的に意見交換を行います。

(5) 県民の責務

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現するためには、何よりも、県民がこの条例の基本理念である①手話は文化的所産であること、②ろう者の言語選択権を尊重すること、③手話はろう者が意思疎通を図る手段として必要な言語であること、の認識の下、手話についての関心と理解を深めることが重要であることから、県民の責務を定めています。

(6) 事業者の責務

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の責務について、県が実施する施策に協力するよう定めています。

また、ろう者の暮らしにとって、日常生活の多くで事業者との関わりが不可欠であり、ろう者が利用しやすいサービスを提供することが望まれることから、このようなサービスを提供するよう努めることとしています。

なお、他の都道府県においては、「サービスの提供」と併せて、「ろう者を雇用するとき、手話の使用について配慮する。」旨を規定しているところがありますが、具体的な合理的配慮の提供については、「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」で規定していることから、手話言語条例では規定していません。

(7) ろう者及びろう者の団体の役割

(ろう者及びろう者の団体の役割)

第七条 ろう者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

2 ろう者の団体は、基本理念及び手話が言語であることの重要性について県民の理解を深めるため、自主的に手話の普及等及び必要な啓発を行うとともに、手話の普及等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、ろう者の役割を規定しています。ろう者も、「県民」に含まれますが、この条例の基本理念の理解を広めることや、手話の普及に積極的な役割を果たし得ることから、県民とは別に役割を規定しています。

第2項では、ろう者の団体の役割を規定しています。ろう者の団体については、県民の理解の促進や手話の普及等について、ろう者や手話通訳者等の個人としての役割を超えた積極的な役割が期待されることから、「重要性」、「自主的に」、「積極的な役割」との表現を用いています。また、ろう者の団体は、県との連携協力の取組として、県と定期的に意見交換を行うことも期待されます。

(8) 手話通訳者等の役割

(手話通訳者等の役割)

第八条 手話通訳者等は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

【解説】

手話通訳者等の役割については、ろう者と同様の観点で規定したほか、「手話に関する技術の向上」に努めることも規定しています。

■手話通訳者

区 分	内 容
手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 96 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

※ 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 081002 号厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部長通知）より

■手話を使用することができる者

「手話奉仕員」や、ろう児の保護者として手話による会話が可能なものなどが考えられる。

(9) 手話を学ぶ機会の確保

(手話を学ぶ機会の確保)

第九条 県は、市町村、ろう者の団体その他の関係者と連携し、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

【解説】

県による県民が手話を学ぶ機会の確保を努力義務として定めたものです。

ろう者が、手話を使用して日常生活及び社会生活を送る上で、手話により他者と意思疎通を図ることができる環境を整備することが必要であり、県民が手話を学ぶ機会を確保することが重要です。

そして、その確保に当たっては、市町村、ろう者の団体や、その他の関係者（ろう者、手話通訳者等が想定されます。）との連携が必要であるため、その旨を規定しています。

なお、この規定に基づく取組としては、手話教室や手話に関する研修会の開催等を想定しています。

(10) 手話通訳者等の養成等

(手話通訳者等の養成等)

第十条 県は、手話の普及等を図るため、手話通訳者等及びその指導者の養成、確保並びにこれらの者の手話に関する技術の向上を図るとともに、国、市町村、ろう者の団体その他の関係者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通の支援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

【解説】

県による手話通訳者等の人材の養成・確保について、手話通訳者等に加え、その指導者の養成、確保に取り組むとともに、これらの者の技術の向上についても取り組むことを規定しています。また、県は、派遣等による意思疎通支援を受けられる体制の整備に努めるものとなりました。

意思疎通支援者の養成・確保は、手話に限ったものではないことから、「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」でも規定を置くこととしていますが、他の意思疎通支援は「日本語」で行われるのに対して、手話は日本語とは異なる文法体系を持つ「言語」であることを勘案して、この条例にも規定し、県として「特に配慮」する姿勢を示しました。

なお、この規定に基づく取組としては、手話通訳者の養成研修、手話通訳士の養成研修、手話通訳者等の派遣、情報通信機器を利用した意思疎通支援などを想定しています。

(11) 学校における手話の普及

(学校における手話の普及)

第十一条 県は、聴覚障害のある幼児、児童、生徒等（以下「ろう児等」という。）が在籍する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）において、ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児等が在籍する学校において、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。

3 県は、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるための学校における取組を支援するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、ろう児等が在籍する学校の教職員の手話の習得と技術の向上を、第2項では、ろう児等やその保護者に対する手話の学習機会の提供等について県が取り組むべきことを定めています。

ろうあ連盟のモデル条例案や他県の例では、「ろう児等が通学する学校の設置者は」としているところもありますが、このように規定すると、学校を設置している市町村に県が条例で直接義務を課すことになるため、北海道、新潟県、富山県、京都府、大阪府及び長野県と同様に、主語は「県は」としています。

また、ろう児等とその保護者が、共通の言語として手話でコミュニケーションを図ることは、ろう児等にとって非常に重要であることから、保護者に対して学習の機会を確保することや、教育に関する相談や支援に努めるものとしています。

第3項では、ろう者等が在籍していない学校も含めた全ての学校に対して、この条例の目的や手話に対する理解を深めるための取組を学校が行う場合には、県が支援することを定めています。

なお、このような取組は、例えば「総合的な学習の時間」を利用して行われること等を想定しており、各学校においてその取組が進むよう、県教育委員会等を通じて働きかけていきます。

(12) 手話に関する調査研究

(手話に関する調査研究)

第十二条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

【解説】

手話は、これまでろう者の間で大切に育まれ、受け継がれ、発展してきたことを踏まえ、県は、手話の発展に寄与する調査研究の推進等に協力するものとしています。

(13) 財政上の措置

(財政上の措置)


第十三条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。


【解説】


施策の推進のためには、財政措置が必要であることから、予算措置に努めることを規定しました。

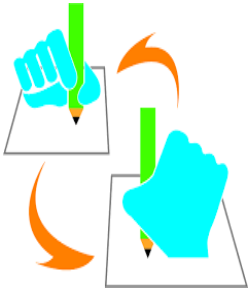
3 聴覚に障害のある人に関するマーク


障害のある人等に関する各種のマークや標識は、障害のある人に対応した設備や取組、ルールなどが存在することを示したり、障害のある人等が支援を必要としていることを伝えたりするものです。


	耳マーク
	<p>聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>

	ヘルプマーク
	<p>人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からは分からなくても配慮や手助けを必要としている方が身につけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>

	手話マーク
	<p>「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表すマークです。</p> <p>行政機関、公共施設、民間施設及び交通機関等の窓口等への掲示や、緊急災害時の支援者が身につけるビブスなどに掲示されます。</p> <p>また、聴覚障害者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示されます。</p>

	<p style="text-align: center;">筆談マーク</p> <p>「筆談で対応します」ということを表すマークです。</p> <p>行政機関、公共施設、民間施設及び交通機関等の窓口等への掲示や、緊急災害時の支援者が身に着けるビブスなどに掲示されます。</p> <p>また、聴覚障害者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときなどに提示されます。</p>
---	--

	<p style="text-align: center;">ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
--	--

	<p style="text-align: center;">聴覚障害者標識</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。このマークをつけた自動車に無理な幅寄せや追い越しをすると交通違反になります。</p>
---	---